

○総務省令第 号

住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十条の三の規定に基づき、住民基本台帳法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年 月 日

総務大臣 村上誠一郎

住民基本台帳法施行規則の一部を改正する省令

住民基本台帳法施行規則（平成十一年自治省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(住民票コードの記載の変更請求書の提出の際に提示する書類) 第九条の二 令第三十条の三に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げるいずれかの書類であつて、請求者の氏名が記載されているものとする。 一 運転免許証、健康保険の資格確認書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であつて当該請求者が本人であることを確認するため市町村長が適当と認めるもの 【二略】</p>	<p>(住民票コードの記載の変更請求書の提出の際に提示する書類) 第九条の二 令第三十条の三に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げるいずれかの書類であつて、請求者の氏名が記載されているものとする。 一 運転免許証、健康保険の被保険者証その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であつて当該請求者が本人であることを確認するため市町村長が適当と認めるもの 【二同上】</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

附 則

この省令は、令和六年十二月二日から施行する。